

小樽市立地適正化計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

制定 令和3年6月10日

(設置)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定する、都市再生基本方針に基づき住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり、幅広い観点からの意見を聴くため、小樽市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画素案
- (2) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体が推薦する者
 - (3) 市民を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。

- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。
- 7 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、回議によって議決することができる。
 - (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
 - (2) その他やむを得ない理由があるとき。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、建設部都市計画課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、建設部主幹（立地適正化計画担当）をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月10日から施行する。